

とちぎんT T証券の証券総合取引約款集

●保護預り約款	1	
●振替決済口座管理約款	6	
●株式等振替決済口座管理約款	10	
●一般債振替決済口座管理約款	21	
●投資信託受益権振替決済口座管理約款	26	
●国内外貨建債券取引約款	31	
●外国証券取引口座約款	32	
●特定口座に係る上場株式等保管委託約款	40	
●特定口座に係る上場株式等信用取引約款	43	
●特定管理口座保管委託約款	45	
●特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	46	
●とちぎんT T証券の証券総合口座取引約款	47	
●投資信託自動けいぞく投資約款	49	
●三菱UFJ公社債投信自動けいぞく投資約款	51	
●日興MR F (マネー・リザーブ・ファンド) 自動けいぞく投資約款	53	
●ニッコー・マネー・マーケット・ファンド 自動けいぞく投資約款	55	廃止
●マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款	55	制定

マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、とちぎんTT証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間のマネー・マーケット・ファンド受益証券（以下「マネー・マーケット・ファンド」といいます。）の自動けいぞく投資に関する取り決めです。

当社は、この約款に従ってマネー・マーケット・ファンドの自動けいぞく投資契約（以下「自動投資契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

(申込方法)

第2条 申込者は、次のマネー・マーケット・ファンドの買付を希望する際は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによって自動投資契約を申込むものとしたします。

①日興アセットマネジメントヨーロッパリミテッドの運用する「USドル・ポートフォリオ」

②インターナショナル・マネジメント・サービズ・リミテッドの発行する「マルチ・ストラテジーズ・ファンド」

2 自動投資契約が締結されたとき、当社はただちに申込者のマネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資口座を設定いたします。

3 外国証券の取引に関する契約を締結されていない申込者は、契約の締結が必要となります。

(金銭の払込み)

第3条 申込者は、マネー・マーケット・ファンドの買付けにあてるため、1回の払込みにつき①1,000口以上1口単位相当額の金銭 ②1口以上1口単位相当額の金銭（以下「払込金」といいます。）を外貨またはその円貨相当額で、その口座に払い込むことができます。

2 前項の規定にかかわらず、申込者が、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において外貨で支払われるものでの取得については、1口以上1口単位といたします。

ただし、一旦、出金した場合はこの取扱いの対象といたしません。

(買付時期・価額)

第4条 当社は、申込者から買付け（転換を含みます。）の申込み（申込金額とその払込通貨を明示）があった日（締切時間：午後1時、半休日は正午）の翌営業日に払込金を受け入れ、遅滞なくマネー・マーケット・ファンドの買付けを行います。

2 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。

3 買付けられたマネー・マーケット・ファンドの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、買付日から申込者に帰属するものとしたします。

(保管)

第5条 この自動投資契約によって買付けたマネー・マーケット・ファンドは、他の申込者のマネー・マーケット・ファンドと当社において混合して保管いたします。なお、当社の保管に代えて他の金融機関に再寄託することがあります。

2 当社は、当該保管にかかるマネー・マーケット・ファンドにつき、外国証券取引口座約款における口座管理料に関する規定に定める口座管理料を申受けることがあります。

(果実の再投資)

第6条 第5条の保管にかかるマネー・マーケット・ファンドの各ファンドの果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に買付けた場合については、当該買付日）から当月の最終営業日の前日までの分を毎月の当該最終営業日に申込者に代って当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもってマネー・マーケット・ファンドの各ファンドを当該最終営業日の前日の基準価額で遅滞なく買付けます。

(返還)

第7条 申込者は、当社を通じて申込者の所有するマネー・マーケット・ファンドおよび果実の返還を請求することができます。この場合、当該請求にかかるマネー・マーケット・ファンドについては、返還の請求があった日（締切時間：午後1時、半休日は正午）の翌営業日の前日の基準価額により、これを換金し、翌営業日以降にその金銭を、外貨またはその円貨相当額の金銭の引渡しをもって返還にかえるものとしたします。果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、外貨またはその円貨相当額の金銭を支払うものとしたします。

2 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

3 なお、返還請求のとき、当該返還にかかる金額により転換のお申込みをいただいた場合は、当該返還金はお客様にお支払いすることなく、円貨にてご指定のファンドへの払込金に充当いたします。

(解 約)

第 8 条 この自動投資約款は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- (1) 申込者から解約の申し出があった場合。
 - (2) 当社が、マネー・マーケット・ファンドの自動けいぞく投資業務を営むことができなくなった場合。
 - (3) マネー・マーケット・ファンドが償還された場合。
 - (4) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合。
 - (5) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合。
 - (6) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。
 - (7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。
- 2 当社は、引き続き 3 ヶ月を超えて払込金のない自動投資契約については、これを解約させていただくことがあります。
- 3 この自動投資契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく保管中のマネー・マーケット・ファンドおよび果実を第 8 条に準じて、扱店において、申込者に返還いたします。

(申込事項等の変更)

- 第 9 条** 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。
- 2 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

(そ の 他)

- 第 10 条** US ドル・マネー・マーケット・ファンドの「営業日」とは、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいいます。
トルコリラ・マネー・マーケット・ファンドの「営業日」とは、ロンドン、イスタンブール、ニューヨーク、ダブリンおよびマルタの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいいます。
- 2 当社は、この自動投資契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- 3 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
- (1) 登録印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還した場合。
 - (2) 印影が登録印と相違するためにこの自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還しなかった場合
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドの買付けもしくは、マネー・マーケット・ファンドまたは果実の返還が遅延した場合。
- 4 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行なう旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等により周知します。

(2021.09 改)